

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「99人」を「100人」に、「692人」を「695人」に、「715人」を「719人」に、「738人」を「741人」に、「2,449人」を「2,460人」に改める。

第3条第1項中「673人」を「678人」に、「895人」を「900人」に、「1,776人」を「1,782人」に、「1,874人」を「1,880人」に、「2,449人」を「2,460人」に、「2,769人」を「2,780人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。